

供託書  
(雑)



字加入 字削除

頁  
/

申請年月日	平成21年 11月 19日
供託所の表示	高知地方法務局

法令条項	民法第494条	平成21年度金第	652号
------	---------	----------	------

供託者の住所氏名

780 - 0806  
高知市知寄町2丁目4-10-404  
坂本 茂雄

供託の原因たる事実

被供託者より供託者に対して下記のとおり9月定期金用務のため登付した9月間の費用弁償として下記金額が口座に振り込まれました。しかし、供託者としては不当利得であり、受け取りことができないので被供託者に対して11月19日に提供したお受領を拒否されたので、供託します。

記  
平成21年11月16日 9月定期金(9日間) 45,000円  
(9月25日、10月1、2、5、6、7、8、10、15日)

被供託者の住所氏名

780 - 8570  
高知市丸の内1丁目2番20号  
高知 果

1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権

2. 反対給付の内容

供託金額	百十	億千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	45	000		

備考

上記供託を受理する。  
供託金の受領を証する。

平成21年11月19日

高知地方法務局

供託官 坂東 正

